(趣旨)

第1条 この要綱は、単身者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、予算の範囲内において 補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和58年規則第12号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 居住支援サービス サービス提供事業者が提供するサービスで、次のいずれの要件も満たすものをいう。
 - ア 継続的な安否確認 (見守りサービス)
 - イ 死亡に起因して発生した原状回復費用、家財整理費用等の補償
 - (2) 単身者 交付申請の時点で、次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 市の住民基本台帳に登録されている者
 - イ 市内にある民間賃貸住宅に一人で入居している、又は入居しようとする者
 - (3) 民間賃貸住宅 次のいずれにも該当しない民間が供給する賃貸住宅をいう。
 - ア 地方自治体及び独立行政法人都市再生機構が供給する賃貸住宅
 - イ 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅
 - (4) サービス提供事業者 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号) 第 40 条に基づき、神奈川県知事の指定を受けた法人(以下「神奈川県居 住支援法人」という。)であって、第 3 条に規定する市の登録を受けた事業者をいう。
 - (5) サービス利用者 居住支援サービスを利用する単身者をいう。
 - (6) 市税等 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。 (補助対象者)
- 第3条 この補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。
 - (1) 申請日において、サービス利用者であること。
 - (2) 申請日において、市税等の滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を過去に受けたことがある者は、補助の 対象としない。

(補助金の額)

(交付申請)

第4条 補助金の額は、当該居住支援サービスの初回登録料に相当する額とする(消費税及び地方消費税相当額を除く。)。ただし、上限を10,000円とする。

(補助対象者の募集)

- 第5条 市長は、補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)を募集し、 先着順により補助対象者を決定するものとする。
- 2 前項の規定による募集の期間は、年度の中で別に定めるものとする。
- 第6条 申請者は、海老名市単身者賃貸住宅あんしんすまい保証制度補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) サービス提供事業者が居住支援サービスを提供したことが分かる書類の写し
- (4) 6ヶ月以内に支払った居住支援サービス料の証明書の写し
- (5) 申請者の納税証明書の写し
- 2 市長は、前項に掲げる書類により証明すべき事実を他の書類等によって確認することができると きは、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付決定等)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を 決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、海老名市単身者賃貸住宅あんしんすまい保証制度補助金交付決定通知書兼額確定通知書(第2号様式)又は海老名市単身者賃貸住宅あんしんすまい保証制度補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付する補助金の額の確定を受けた者は、海老名市単身者賃貸住宅あんしんすまい保証制度補助金交付請求書(第4号様式)市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

- 第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消し及び補助金の返還)
- 第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しがあったときは、海老名市単身者賃貸住宅あんしんすまい保証 制度補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- 3 補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長が定め る期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年7月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、この要綱の施 行後も、なおその効力を有する。

《令和4年4月1日・制定》